

市場と競争政策の望ましいあり方とは

——『入門・産業組織』を刊行して

井手 秀 樹

この度、『入門・産業組織』を刊行することができた。産業組織論は市場の構造や企業の行動、政府の規制や競争政策を分析対象とする学問分野で、

その分析視野には製造業にとどまらず、エネルギー、電気通信、運輸などネットワーク産業と呼ばれるものまで入る。話題となっている郵政改革で、「民業圧迫」という言葉が聞かれるが、郵便や金融部門の競争のあり方も分析視野に入る。また産業組織論はきわめて政策志向的な学問で、主たる関心は

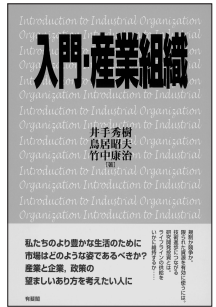
競争政策であり、規制政策である。これらの問題は産業組織論の体系の中で扱われている。

産業組織論では独占、寡占あるいは競争という言葉が頻繁に出てくる。競争という言葉は、幕府の翻訳方であった福沢諭吉が competition を翻訳し、造語したものである。『福翁自伝』には、幕府の役人に、「争」（あらそう）という言葉を使用することは穏やかならぬと叱責されたと書かれている。企業が価格や品質について争うことは消費

者にとって望ましいと考えられているし、小泉政権の時には市場原理主義のもと構造改革が推し進められたことは周知のことである。

競争と戦略

企業にとって重要な競争手段の一つは価格である。この価格は安すぎても高すぎても問題となる。安すぎれば不当販売、略奪的価格設定だとされ、競争相手を市場から排除する行為として問題になる。原価割れ販売は悪いとい



井手秀樹・鳥居昭夫・竹中康治 [著]
『入門・産業組織』
A5判, 354頁, 3360円(税込)

う考え方に対しては法学者を含め広い支持がある。念のため「原価割れ販売」を規制すべきという主張を支持する経済学者はいないだろう。採算を度外視して低価格で販売することは消費者に歓迎されるし、売り手にとっても将来の利益をあてにして、低価格で販売したいと考える合理的な理由があるからだ。

逆に問題となるのは、独占的な地位を得て、市場支配力を行使して高価格を設定し、高い利潤を得る場合であ

る。ちなみに独占利潤を得るために企業はどのような戦略をとるべきかという競争戦略論も産業組織論の応用ともいえる。市場支配力の行使のほかに、カルテルによって企業間競争をやめ、高価格を設定すれば企業が儲け、消費者は損をすることになる。企業がカルテルを実施すれば独禁法で規制されるが、政府が間に立ってカルテルをするようでは規制はしり抜けである。いわゆる行政介入型のカルテルであるが、このような事例は日本では多くみられる。

価格競争に関して、一〇年ほど前、国内旅客航空サービスで既存の大手航空会社(JAL/ANA)が、新規参入航空会社(スカイマーク・エアドゥ)の便の前後だけ、顧客を奪うためその料金と同額に設定した行為が問題となった。新規参入事業者が価格競争

をしかけたので、大手航空会社はこれに対抗するために価格を下げたに過ぎないが、ここでこの行為を認めるかどうかが問題になった。市場支配力を有する事業者ないし市場における有力事業者(JAL/ANA)は意図的な競争者の排除をもたらす行為を行ってはならない、というのが法律学者の一般的な考え方である。ただ消費者の利益が価格競争で害されるわけではなく、競争者と同等あるいはそれよりも低い価格を提示してはいけないというのであれば、競争は機能しない。これが原則となれば、先に高い価格をつけてしまえば、相手も高い価格をつけないといけないということになる。価格競争を避けるためにカルテル・談合を結ぶ必要もなくなる。

Aと競争するために運賃割引することが問題視されている。公的資金の入った企業の行動は一定の制限が課せられるが、価格競争まで制限されれば、再生の道は一層厳しい。過当な競争を防止するためカルテルが社会的にみて望ましいと主張する人はいないだろう。

市場原理主義

競争メカニズムを有効に活用しようという考え方は、政策として一〇〇年の蓄積がある。一八七〇年代から一九七〇年代までは、市場原理主義ではなく、競争原理を有効に使うという考え方が基本で、「市場の失敗」がある時に政府は介入すると書かれている。しかし、政府の役割に対する考え方が大きく変わった。政府の介入には

無視できないほど資源を投入することが必要であり、政府が消費者利益を追求する理想的な存在ではない、といった理由等から、「政府の失敗」が指摘されるようになってきた。そこで一九三〇年代、四〇年代に制度学派が作った規制システムは、ほとんど社会と消費者の利益につながっていないのではないかという発想から、規制緩和が実施される。米国航空産業に代表されるように一九七〇年代後半から規制緩和が進展することになる。英国の場合は民営化、その後自由化が追求される。さらに後追いするようにEUレベルでも規制緩和が実施される。

最近少し下火となっているが、規制改革の議論の中で、市場メカニズムではサービスの提供が難しいと分かっているのに、市場原理主義の立場から市場メカニズムの中に押し込む議論がみ

られる。マーケットで取引するには取引費用が発生し、資源が必要となる。しかも資源が無視できる場合にはマーケットに任せてもよいが、その資源が無視できない場合はマーケットに任せないほうがよい。もしそれを強行すれば社会的コストは高くなる。市場原理主義を貫徹するためには社会的コストがいくら大きくても、それをともかく除去しなければならぬという政策がとられてきた。結果的に、例えばNTTや電力会社の構造分離(アンバンドル)という問題が絶えず議論される。NTTや電力会社は既存の大企業であり、新規参入に対して必ず悪いことをする。たとえば競争事業者より安い価格をつけたり、市内通信網や送電線といった設備(エッセンシャル・ファシリティーという)を共同利用する際に高い料金を課したり、差別的な取扱い

をするのではないかという危惧がある。そこで市場支配力を弱め、対等な競争条件のためにはアンバンドルするとか分割すべきということになる。経済学者は普通、実際主義的だから、必ずコストとベネフィットを考えるはずであるが、この議論が欠けている。

既存企業と新規参入企業

規制緩和のあり方を議論する際、ゲーム論的に既存企業対新規参入企業という対立構造で議論することが多い。新規参入企業は効率的で善であり、既存企業は非効率であり、悪で、必ず新規参入企業に対して競争阻害行為をすると想定する。本当にそうであろうか。新規参入企業は非効率、高コストで政府の関与（例えば補助金や税制優遇）がなければ、既存企業と対等に競争できないことも多い。また既存企業

は常に過剰設備をもった状態であり、新規参入があれば、設備をフル稼働させ生産を増加させ、価格を下げる。このために常に過剰設備をもつと想定する。果してこのような行為は企業にとって合理的行動といえるだろうか。

さらにこのような産業では、競争を導入し、参入を促進しながら、同時に既存企業に供給義務（ユニバーサルサービス義務）を課している場合が多い。このような義務を課すことは、競争を完全に否定していることにほかならない。競争という視点は重要であるが、インフラという言葉がここ二〇年にさされてきた感がある。「光の道」構想あるいはNTTのアクセス回線の構造分離がその象徴である。電気通信、電力、ガスといったインフラをどうすべきか、という議論の必要性を感じ

市場原理主義と政策

つぎに、市場原理主義はマイクロ経済学の教科書が議論の出発点になっている。産業組織論は応用マイクロ経済学であり、『入門・産業組織』でもマイクロ経済学の理論が展開されている。例えば、ラムゼー価格や長期増分費用(LRIC)といった概念である。ラムゼー価格は需要の価格弾力性に応じて価格をつけることで、企業の収支均衡が保たれ、かつ社会的余剰を最大にする理想的な価格設定である。しかし、これは教科書の世界であり、現実にラムゼー価格を実現しようとする、価格弾力性とか収支均衡を維持するコスト、シャドープライスがわからないければ計算できない。同様にLRICも重要なコスト概念であるが、どうやって測

ったらよいかというと、基本的には不可能に近い。市場原理主義に立って、政策を行う場合、EUなどでコンサルティング会社を使って実際に無理やりこれを計算し、政策に適用してきた。教科書の中でこのような概念があるとということ、それを実際に計算して政策に適用することはまったく別であるが、市場原理主義には境界線がない。

市場原理主義を実現する過程で問題なのが、規制当局の焼け太りの問題である。規制当局は競争がうまく機能し

ているかどうかを常に監視することが必要という。日本でも市場監視委員会、あるいは競争評価システムというもの規制緩和の進展に伴って作られた。市場が機能しているかどうかを判定するのが官僚の役割になっているのが現実である。このようなことが行われると間違いなく官僚制の弊害が出てくる。英国では、電気通信の規制機関であるOFTTEL（現在、Ofcom）は、独占から競争に至る過程で機能するものであり、競争がいきわたった段階で廃止されると考えられていたが、

三〇年近くたった現在、縮小どころか予算、スタッフとも増加しており、規制緩和の進展に伴って焼け太りしている状況である。

（いで・ひでき||慶應義塾大学商学部教授）